

会 議 録

会議の名称		令和6年度第2回石狩市福祉有償運送運営協議会
開催日時		令和7年3月14日（金） 開会：14時30分 閉会：15時00分
開催場所		石狩市役所 4階 403会議室
出席者	委 員	富木 浩司、佐々木 拓哉、竹内 努、中原 義史、安保 隆之、田畑 博、佐藤 則幸、野田 宏（8名）
	事務局	福祉総務課長 佐々木 宏嘉、福祉総務課主査 宮原 和智
	申請者	・社会福祉法人ノンノ
傍聴者数		0名
会議次第		1. 開 会 2. 議 題 （1）更新登録申請について ・社会福祉法人ノンノ 3. その他 4. 閉 会
審議経過		別紙のとおり

確定年月日	会議録署名
令和7年3月18日	富 木 浩 司

1 開会

○ 事務局（佐々木課長）

本日はお足元の悪い中お集まりいただきありがとうございます。定刻となりましたので、これより令和6年度第2回石狩市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。事前に荻野委員、経亀委員から欠席のご連絡を受けております。

本協議会につきましては、過半数の出席がございますので、福祉有償運送運営協議会設置要綱第5条第5項の規定により、成立していることを報告いたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。事前配付資料として、「申請団体の概要」を送付させていただいております。また、本日「会議次第」、「委員名簿」、「更新登録申請書」を配付しております。不足がありましたら事務局までお申し付けください。

なお、本日配付した資料のうち、審査団体関係者の個人情報等が掲載されている「更新登録申請書」につきましては、審議終了後に回収させていただきますのでよろしくお願いします。

それでは、これからの進行を富木会長にお願いします。

2 議題

○ 富木会長

それでは本日の議題に入りたいと存じます。本日の議題は「社会福祉法人ノンノ」の更新登録申請1件となっております。よろしくご審議いただきたいと思います。

ご審議の前に、委員の皆さまに一言お願い申し上げます。本協議会は公開となっておりますが、申請書類等に個人情報等が含まれているものもございますので、審議内容に関しましては、秘密厳守の程、よろしくお願い申し上げます。

議事を進めてまいります。はじめに事業者より、申請内容のご説明をお願いします。

○ 申請団体（社会福祉法人ノンノ）

社会福祉法人ノンノの神崎と申します。本日はよろしくお願いいたします。

事前に配付されている申請団体の概要一覧に基づき、項目ごとにご説明を申し上げます。

はじめに1番の「運送の実施主体」につきましては、私どもは社会福祉法人でございます。概要を簡単に申し上げますと、前身は知的障害者の親の会であるNPO法人石狩市手をつなぐ育成会となっており、事業の発展性を考え平成29年3月に社会福祉法人ノンノとして設立し、今回ご審議いただく福祉有償運送を事業としている居宅介護事業所あしるを含めた2つの事業を移譲され運営している法人となっております。

続きまして、2番の項目「運送の区域」についてでございます。運送区域につきましては、石狩市と札幌市になっており、審査基準で申し上げますと、旅客の運送の発地または着地のいずれかが石狩市内となっております。なお、札幌市における福祉有償運送更新の手続きにつきましては、今回は書面審査になっており、関係資料の提出、質問事項への回答をすでに済ませており、登録証を送付していただく手筈となっていることを申し添えさせていただきます。

次に3番「使用車両」についてでございます。当法人につきましては、全使用車両がリース

契約による法人所有となっており、持ち込み車両はございません。所有車両はセダン等の軽自動車 が 4 台になっています。

続きまして 4 番の項目「旅客の範囲（対象者）」でございます。対象者は石狩市在住の方が 22 名、札幌市在住の方が 3 名の計 25 名の方です。いずれも知的障害者の方となっており、審査基準の「④ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他障害を有する者」に該当する方々となっております。なお、障害の程度につきましては中度の方が 6 名、重度の方が 19 名という区分けになっています。

続きまして、5 番「運転者要件」についてでございます。運転者数は 8 名、運転資格はいずれも第 1 種となっており、2 種免許保持者はおりません。また、8 名の中に過去 2 年以内に免許停止処分を受けた運転者はおりません。

続いて、6 番から 9 番までは、審査基準をすべて満たしていることをお伝えして、この場でのご説明は割愛させていただきます。ただ、項目 6「運行管理等」の審査基準の一つである「運行管理責任者の業務」における飲酒等の確認について補足説明させていただきます。当事業所の所有車両数は 4 台であることから、アルコールチェックの義務付けはされておりませんが、飲酒運転の悪質性については十分認識していることから、令和 7 年度予算にアルコールチェッカーの導入経費を盛り込んでいるところでございます。今月の 18 日に開催されます理事会及び 26 日に開催される評議員会のご承認をいただいた後、次年度開始後、速やかにアルコールチェッカーを導入し、より一層の安心安全な運行運営に努めてまいります。

最後に 10 番の項目でございます。福祉有償運送料につきましては、初乗り運賃が 1 km まで 60 円、以降 0.5km 増すごとに 30 円を加算させていただいております。複数乗車の場合は等分する規定となっておりますが、軽車両であることから最大利用人数が 2 名となっており、かつ複数乗車の場合は発着地を同じ場所とさせていただいていることから、料金が割り切れないことはないことを申し添えさせていただきます。

簡単ではございますが、私からの概要説明は以上でございます。

○ 富木会長

ありがとうございます。ただいま、事業者からのご説明をいただきました。

関係資料として、更新登録申請書を本日配付しておりますが、少しボリュームがありますので 5 分程度資料の中身について確認いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(申請書類等確認)

○ 富木会長

みなさま確認はよろしかったでしょうか。申請内容について、ご質問等はございますか。

○ 田畑委員

2 点ほどございます。現在、8 名のドライバーがいらっしゃって、無事故・無違反が一番望ましいのですが、1 件ほど違反もあったようです。今後、アルコールチェッカーも導入される

ようですが、本人、ドライバーの意識が一番大事だと思います。ノンノさんとして、安全運行の意識向上を図るために、研修とか講習といったものをされているのかどうか。

もう1点は対価についてですが、初乗りが1kmまで60円、以降0.5kmごとに30円ということですが、前回、運輸局の方からのお話で、ライドシェアのことなどもあり、運用改善で対価も上がる方向で進んでいるようです。今、ガソリンも高騰しており、対価が安すぎる気がしますが、お考えをお願いします。以上です。

○ 申請団体（社会福祉法人ノンノ）

ありがとうございます。まず、1点目の安全運行の意識向上を図るための研修等についてお答えします。現状、今年度につきましては、研修といった大上段な名目にしたものは実施しておりません。しかしながら、毎月、あしる事業所内においてあしる職員会議というものを行っており、その中でヒヤリハット事例の報告・共有あるいは検討などを行っているほか、毎日の朝礼の際には、その時々に応じた天候を含めた交通道路事情の共有、また、出発時には一人一人に安全運行遵守の声かけをして注意喚起を行っているところでございます。また、今年度は行っていないと申し上げましたが、定期的な研修につきまして令和7年度からは先ほど申し上げたあしる職員会議において行うことを検討しております。その内容につきましては、福祉有償運送の講習でいただくテキストを教本にしたものであるとか、また、現状、義務付けはされておきませんが運行管理者指導講習を令和7年度に行う予定ですので、その研修内容のフィードバックをもって研修にしたいと考えているところでございます。

次に2つ目の初乗り60円の対価について、確かに非常に安いと思いますが、当法人の設立時よりこの有償運送料は今まで改定してきておりません。ちなみに、有償運送だけの収入は、当法人の場合、月平均で約10万円程度になっています。一方、支出の方は燃料費等で約4万円、先ほど申し上げた4台の車両のリース代が約6万円ということで、大体それでなくなってしまう形でございます。ただ、事業収入の柱は、私どもの事業上サービスによる対価が柱となっておりまして、福祉有償運送収入については、事業収入のうち5パーセントに満たないことになっております。ですので、事業の採算で申し上げると影響度が低い部分ではありますが、支出の面を鑑みると送り迎えなどを含めたサービス対象外時間の運行に関わる人件費などは捻出できていないことから、やはり検討課題であると認識しています。このガソリン代のみならず昨今の物価上昇に伴い、もう一つの事業、グループホームを運営させていただいていますが、こちらも食材費や光熱費の高騰により影響は少なくありませんが、令和7年度は料金の改定は行わないことで予算編成をしているところでございます。ただ一方では、昨今の状況を鑑み、令和7年度中にすべての料金の見直しと改定を検討することで進めております。以上です。

○ 富木会長

その他ご意見・ご確認等はありませんでしょうか。無ければ、この団体の申請を承認するというので、よろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、そのように決定いたします。事務局は、本協議会の決定を受け、申請団体に対し合意文書を交付するとともに、団体におかれましては、この後の申請事務手続を速やかに行っていただくようお願いいたします。

3 その他

○ 富木会長

続きまして、会議次第の「3 その他」につきまして、皆さまから何かございますか。
では、事務局から何かあればお願いします。

○ 事務局

次に更新申請を控えている法人は「特定非営利活動法人 ふれあい広場タンポポのはら」です。登録有効期限は令和8年3月31日までで1年ほど先になりますが、その他、新規申請や対価の変更申請などがありましたら、随時ご案内させていただきます。ただ、先ほど書面開催ということで札幌市の状況もお聞きしましたが、更新登録については、原則、書面開催の方に向かっているとの情報も入ってきております。状況に応じて皆さまに周知させていただきながら取り進めますので、引き続き、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

4 閉会

○ 富木会長

他にございませんか。無ければ、以上で、本日の運営協議会を閉会いたします。
皆様、ありがとうございました。